

平成 26 年度からの知床五湖利用調整地区制度の運用設定にかかる基本方針

平成 23 年度、平成 24 年度の知床五湖利用調整地区制度運用の結果から、平成 26 年度以降の制度設計の基本方針（案）を次のとおりとする。3 年目（平成 25 年運用）の結果を加味し運用改定の設定を行う。

1. 次回改定への期間設定

平成 26 年度から平成 28 年度の 3 カ年制度運用状況を確認し、平成 29 年度からの運用改定の設定を行うこととする。

補足：モニタリング結果を検証し、新たな制度運用に反映させ、順応的管理を進める。現利用適正化計画では、毎年の見直しとされているが、年変動もあることからより中長期的な傾向を把握・確認する必要がある。

2. 利用調整を行う期間

①利用調整を行う期間

4 月 15 日から 10 月 20 日の現行運用期間を基本とする。

補足：10 月上中下旬の地上遊歩道平均利用者数は概数で平成 23 年 10 月上旬 400 人/日、10 月中旬 250 人/日、10 月下旬 200 人/日、平成 24 年 10 月上旬 500 人/日、10 月中旬 400 人/日、10 月下旬 200 人/日であった。10 月下旬からは大型観光船も運行を終え、知床国立公園に來訪する利用者数が少なくなる。

平成 23,24 年の 11 月文化の日 3 連休は地上遊歩道の利用者数は 250 人/日程度である。平成 23 年は自由利用期である 10 月下旬、11 月に知床五湖を含む岩尾別地区でのヒグマの活動が活発となり地上遊歩道大ループの長期的な閉鎖が行われた。平成 24 年の自由利用期はヒグマ遭遇による閉鎖は 1 日のみだった。年変動が大きいことからヒグマの活動状況を記録の上、一定の傾向を把握し改定の要否を検討する。

②利用調整を行う期間の区分

植生保護期を開園から 5 月 9 日、8 月 1 日から 10 月 20 日、ヒグマ活動期を 5 月 10 日から 7 月 31 日の現行運用期間を基本とする。

補足：平成 23 年と平成 24 年でヒグマの活動状況が大きく異なったため、この 2 年の結果及び平成 25 年の結果をもとに再設定することは困難である。年変動が大きいことから ①と同様にヒグマの活動状況を記録の上、一定の傾向を把握し改定の要否を検討する。

3. 認定手数料額

現行運用の手数料額と同額の、植生保護期は大人 250 円、小人 100 円、ヒグマ活動期は大人 500 円、小人 250 円とする。

補足：指定認定機関の収支は、平成 23 年は約 160 万円の黒字、平成 24 年は約 40 万円の赤字であった。年によりヒグマの活動状況が大きく異なり、地上遊歩道の開閉状況が収支に影響することから、現時点で手数料額を再設定することは困難である。今後 3 カ

年の収支を確認し再設定の要否を判断する。なお、現在立入認定の有効期間は1日のみで設定されている。利用調整地区制度においては地区内における滞在日数を想定し設定されているが、一方でシーズン中何回も立入る知床五湖ファン層がいることから、制度設計上、指定認定機関の事務取扱と組み合わせ一定期間内の複数回立入が可能かどうかの確認を行う。

4. 立入認定手続きに関する事項

①ヒグマ活動期の基準

平成 25 年度増枠実験の結果を反映させ、同時滞在 8 枠上限を変更する。

補足：現行制度運用において、ヒグマ活動期の同時滞在 8 枠上限の設定により、団体対応、プライベートガイド対応、利用閉鎖再開時の対応において十分な利用者サービスを提供できていない。ヒグマ活動期の運用において大前提となるヒグマ遭遇時の利用者の安全確保や利用の質としての散策時の静寂感の維持といった項目を勘案しながら、新たな立入枠設定により、利用機会の提供の自由度、利用者案内の充実化を図る。

②事前レクチャー受講の方法

知床五湖フィールドハウス以外の施設で事前レクチャーの一部を担えるよう、新たな役割分担、体制整備、レクチャー実施方法を検討・試行する。

補足：知床五湖利用調整地区への立入前のレクチャーを受けた観光客が知床五湖以外でのヒグマ遭遇時に適切な対応ができた事例があった。自然系施設や宿泊施設等で事前にレクチャーを受けることは、①知床を訪れる観光客のヒグマとの突発的な事故を抑えられ、マナーの啓発にもつながる②利用者の利便性を高めることができる③より効果的なメッセージを周知することができる④自然系施設や宿泊施設等で来訪者に対するサービスメニューを増やすことができるといった多角的なメリットが得られる。知床五湖フィールドハウスでの現在のレクチャーの方法に加え、知床五湖フィールドハウス以外の施設で事前レクチャーの一部を担う方法の構築を検討する。